

令和3年度独立行政法人製品評価技術基盤機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C Aサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和3年度独立行政法人製品評価技術基盤機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）における令和2年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は294件、契約金額は2,090百万円である。そのうち、競争性のある契約は242件（82.3%）、1,689百万円（80.8%）、競争性のない随意契約は52件（17.7%）、401百万円（19.2%）となっている。

新型コロナウイルス感染症への緊急対応等による随意契約を除外した場合、競争性のない随意契約の割合は約13%である。

表1 令和2年度の製品評価技術基盤機構の調達全体像 (単位：件、百万円)

	令和元年度		令和2年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札	(84.6%) 214	(91.5%) 3,385	(81.3%) 239	(79.3%) 1,658	(11.7%) 25	(△51.0%) △1,727
企画競争・公募	(2.4%) 6	(1.8%) 68	(1.0%) 3	(1.5%) 31	(△50.0%) △3	(△54.1%) △37
競争性のある 契約（小計）	(87.0%) 220	(93.3%) 3,453	(82.3%) 242	(80.8%) 1,689	(10.0%) 22	(△51.1%) △1,764
競争性のない 随意契約	(13.0%) 33	(6.7%) 249	(17.7%) 52	(19.2%) 401	(57.5%) 19	(61.0%) 152
合計	(100%) 253	(100%) 3,702	(100%) 294	(100%) 2,090	(16.2%) 41	(△43.5%) △1,612

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) (注2) 比較増△減の（ ）書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

(2) 機構における令和2年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は119件（49.2%）、契約金額は698百万円（41.3%）である。

一者応札・応募による契約のうち、試験機器関連（30/53件、60.7%）及びその他（31/57件、54.4%）において、令和元年度試験機器関連（23/53件、43.4%）その他（16/34件、47.1%）と比較して増加している。

これは、専門性の高い仕様の試験機器等の案件が令和元年度より増えたこと、また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による企業活動の変化により、事業者が応札・応募を見合わせたと考えられるため、一者以下の応札・応募が高くなった。

表2 令和2年度の製品評価技術基盤機構の一者応札・応募状況 (単位:件、百万円)

		令和元年度	令和2年度	比較増△減
2者以上	件数	125 (56.8%)	123 (50.8%)	△2 (△1.6%)
	金額	1,889 (54.7%)	991 (58.7%)	△898 (△47.5%)
1者以下	件数	95 (43.2%)	119 (49.2%)	24 (25.3%)
	金額	1,564 (45.3%)	698 (41.3%)	△866 (△55.4%)
合 計	件数	220 (100%)	242 (100%)	22 (10.0%)
	金額	3,453 (100%)	1,689 (100%)	△1,764 (△51.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った係数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野（【】は評価指標）

上記1. の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、引き続き競争性の確保に努め、一者応札・応募の低減に向けて重点的に取り組むこととする。

競争入札等により調達する案件について、前年度に引き続き①から⑦の取り組みを行うこととあわせ、令和3年度中に⑧の取り組みを実施することで、一者応札の発生を極力抑制し、競争性の確保を目指す。

<前年度に引き続き実施する取り組み>

- ① 十分な公告期間の確保
- ② 入札参加制限の緩和
- ③ 全ての役務契約について入札説明会を実施
- ④ 仕様書マニュアルを利用した仕様書作成
- ⑤ 複数箇所同時説明会及び入札・開札の実施
- ⑥ 入札公告ホームページによる入札説明書（仕様書等）のダウンロードによる配布
- ⑦ 調達予定情報のホームページ掲載

<令和3年度中に実施する取り組み>

- ⑧ 電子入札システムの導入
【公告から適合証明書等又は入札書提出期限までの期間を平均で25日以上確保する。】
【令和3年度に契約する予定情報の充実を図り、100件以上公告前に公表する。】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【】は評価指標）

(1) 新たな随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に機構内に設置されている契約審査委員会（総括責任者は会計担当理事）において、契約規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとする。

ただし、人命に関わる重大な製品事故等に係る試験・分析・検査等を緊急に行う必要がある場合等、止むを得ないと認められる場合には、事後的に報告を行うことができるものとする。

【契約審査委員会において、光熱水料等長期継続契約を除く全ての随意契約を審査する。】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取り組み

機構では、平成 27 年度から継続して「契約適正化推進月間」を設け、重点的に職員に対して契約制度及び適切な契約事務執行を周知すると共に、新規採用職員研修、新任管理職員研修、既任管理職研修及び会計担当者会議においても定期的に研修及び周知を行った。

令和 3 年度も引き続き、契約適正化推進月間、職員研修・会計担当者会議等において契約制度及び適切な契約事務執行を周知する。

【契約適正化推進月間（1 回以上）、職員研修（3 回以上）、会計担当者会議等（1 回以上）実施】
また、不祥事等の未然防止策として、以前から実施している公開見積合せの徹底を推進する。

(3) 適正な検収の徹底

検収は、指名されている検査職員が契約書等に基づき確實に行い、契約金額が 200 万円を超える案件については 2 名の検査職員にて実施する。また、高度な知識を要する案件については専門家等を活用し、適正な検収の徹底を図る。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を経済産業大臣に報告し評価を受ける。経済産業大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、会計担当理事を総括責任者とする契約審査委員会において、調達等合理化計画案の策定、推進及び自己評価を行うこととする。

総括責任者：理事（会計担当）

委員長：企画管理部長

副委員長：企画管理部次長

委員：経営企画課長、財務・会計課長、各センター計画課長等

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。
なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組みの追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以上